第九条第二項中「独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を加え、同条第四項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を、「農林水産大臣」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣」を加える。

第十六条第一項中「独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を加え、同条第三項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を、「農林水産大臣」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣」を加える。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項中「第十八条第十号」を「第十八条第十一号」に改める。

附　則

この政令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年二月二十六日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十七号

日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の令和四事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の令和四事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（令和四年政令第五十五号）は、廃止する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十八号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年二月二十九日」を「令和七年二月二十八日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十九号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「平成三十六年二月二十九日」を「令和十一年二月二十五日」に改める。

第四条中「あつては当該」を「あつては、当該」に改め、「、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率」を削る。

附　則

この政令は、令和六年三月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄